

ガス需給約款およびガス供給条件説明書（重要事項説明書）の一部変更について

このたび当社では一般ガス導管事業者の導管部門の法的分離に対応するためガス需給約款およびガス供給条件説明書（重要事項説明書）の記載を一部変更させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。以下に変更箇所を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。変更は2022年4月1日（金）より適用開始させていただきます。

※ガス料金の変更などはございません。

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字の部分です）

変更前	変更後
変更箇所1 … ガス需給約款の表紙	
2021年2月1日実施	<del>2021年2月1日実施</del> 2022年4月1日実施
変更箇所2 … ガス需給約款 “1. 対象となるお客様”	
この、「コミュニティでんき・ガス ガス需給約款」（以下「この需給約款」といいます。）は、一般ガス導管事業者である東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）が維持および運用する供給設備を介してガスの供給を受けるお客さまに対して、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 EP」といいます。）を代理事業者として、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）がガスを供給するときの供給条件を定めたものです。なお、ガス料金については、当社が提携事業者ごとに別途定める各プランの料金表（以下「料金表」といいます。）によります。また、この需給約款に定めのある事項について、料金表に定めのある場合は、料金表によるものといたします。	この、「コミュニティでんき・ガス ガス需給約款」（以下「この需給約款」といいます。）は、一般ガス導管事業者である東京ガスネットワーク株式会社（以下「東京ガスネットワーク」といいます。）が維持および運用する供給設備を介してガスの供給を受けるお客さまに対して、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 EP」といいます。）を代理事業者として、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下、「当社」といいます。）がガスを供給するときの供給条件を定めたものです。なお、ガス料金については、当社が提携事業者ごとに別途定める各プランの料金表（以下「料金表」といいます。）によります。また、この需給約款に定めのある事項について、料金表に定めのある場合は、料金表によるものといたします。
変更箇所3 … ガス需給約款 “2. 需給約款および料金表の変更（2）”	
（2）東京ガスが定める託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款または料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。	（2）東京ガスネットワークが定める託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款または料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。
変更箇所4 … ガス需給約款 “3.定義（16）”	
（16）マイコンメーター マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ東京ガスが設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。	（16）マイコンメーター マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ東京ガスネットワークが設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
変更箇所5 … ガス需給約款 “6.需給契約の申込み（2）”	
（2）お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。  イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。 ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、東京ガスが託送供給のために必要とする事項について、当社が東京ガスに提供すること。	（2）お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。  イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。 ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、東京ガスネットワークが託送供給のために必要とする事項について、当社が東京ガスネットワークに提供すること。

ハ ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が東京ガスから提供を受けること。	ハ ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が東京ガスネットワークから提供を受けること。
変更箇所 6 … ガス需給約款 “6.需給契約の申込み(3)”	
(3) 東京ガスが維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。	(3) 東京ガスネットワークが維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
変更箇所 7 … ガス需給約款 “7. 需給契約の成立および契約期間”	
需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、東京ガスとの託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。	需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、東京ガスネットワークとの託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
変更箇所 8 … ガス需給約款 “8.需要場所”	
需要場所は、東京ガスの供給区域「東京地区等」といたします。	需要場所は、東京ガスネットワークの供給区域「東京地区等」といたします。
変更箇所 9 … ガス需給約款 “12.検針日”	
検針日は、託送約款等により、東京ガスが払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。	検針日は、託送約款等により、東京ガスネットワークが払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。
変更箇所 10 … ガス需給約款 “16.ガス料金の支払義務および支払期日(1)”	
(1) お客さまのガス料金の支払義務は、東京ガスから検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。	(1) お客さまのガス料金の支払義務は、東京ガスネットワークから検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
変更箇所 11 … ガス需給約款 “21.供給または使用の制限等(1)”	
(1) 当社または東京ガスは、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 イ 23（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して当社または東京ガスの係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合 ロ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合 ハ お客さまがガス工作物を故意に損傷し、または亡失させた場合 ニ 34（保安に対するお客さまの協力）（5）および 35（お客さまの責任）（4）に反した場合 ホ その他この需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合	(1) 当社または東京ガスネットワークは、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 イ 23（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して当社または東京ガスネットワークの係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合 ロ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合 ハ お客さまがガス工作物を故意に損傷し、または亡失させた場合 ニ 34（保安に対するお客さまの協力）（5）および 35（お客さまの責任）（4）に反した場合 ホ その他この需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合
変更箇所 12 … ガス需給約款 “21.供給または使用の制限等(2)”	
(2) 当社または東京ガスは、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。 イ 災害等その他の不可抗力による場合 ロ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認められた場合 ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合 ニ 法令の規定による場合 ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認められた場合 ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認められた場合	(2) 当社または東京ガスネットワークは、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。 イ 災害等その他の不可抗力による場合 ロ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認められた場合 ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合 ニ 法令の規定による場合 ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認められた場合 ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認められた場合

ト その他保安上必要がある場合（34〔保安に対するお客さまの協力〕（4）の処置をとる場合を含みます。）	ト その他保安上必要がある場合（34〔保安に対するお客さまの協力〕（4）の処置をとる場合を含みます。）
変更箇所 13 … ガス需給約款 “21.供給または使用の制限等(3)”	
(3) 当社または東京ガスは、（1）または（2）によりガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。	(3) 当社または東京ガスネットワークは、（1）または（2）によりガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。
変更箇所 14 … ガス需給約款 “21.供給または使用の制限等(4)”	
(4) （1）または（2）により当社または東京ガスがガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、その制限等に関する照会は、当社に申し出ていただけます。	(4) （1）または（2）により当社または東京ガスネットワークがガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、その制限等に関する照会は、当社に申し出ていただけます。
変更箇所 15 … ガス需給約款 “22.供給の制限等の解除(1)”	
(1) 21（供給または使用の制限等）（1）によって当社または東京ガスがガスの供給を制限等した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社または東京ガスが確認できたときは、東京ガスが承諾した後、当社または東京ガスにより供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただけます。	(1) 21（供給または使用の制限等）（1）によって当社または東京ガスネットワークがガスの供給を制限等した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社または東京ガスネットワークが確認できたときは、東京ガスネットワークが承諾した後、当社または東京ガスネットワークにより供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただけます。
変更箇所 16 … ガス需給約款 “23.需要場所への立入りによる業務の実施”	
当社または東京ガスは、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただけます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	当社または東京ガスネットワークは、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただけます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
変更箇所 17 … ガス需給約款 “23.需要場所への立入りによる業務の実施(4)”	
(4) 東京ガスが実施する託送約款等に定める業務	(4) 東京ガスネットワークが実施する託送約款等に定める業務
変更箇所 18 … ガス需給約款 “24.損害賠償および債務の履行の免責(1)”	
(1) 託送約款等に定めるところにより、東京ガスが託送供給を制限等した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。	(1) 託送約款等に定めるところにより、東京ガスネットワークが託送供給を制限等した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
変更箇所 19 … ガス需給約款 “24.損害賠償および債務の履行の免責(4)”	
(4) お客さまの故意または過失によって、当社が東京ガスから賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただけます。	(4) お客さまの故意または過失によって、当社が東京ガスネットワークから賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただけます。
変更箇所 20 … ガス需給約款 “30.供給方法およびガス工事”	
東京ガスが維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。	東京ガスネットワークが維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
変更箇所 21 … ガス需給約款 “31.工事費負担金等相当額の申受け等(1)”	
(1) 東京ガスから、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。	(1) 東京ガスネットワークから、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
変更箇所 22 … ガス需給約款 “31.工事費負担金等相当額の申受け等(2)”	
(2) 東京ガスから、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。	(2) 東京ガスネットワークから、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

変更箇所 23 … ガス需給約款 “32.供給施設の保安責任(2)”	
(2) 東京ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが東京ガスの責めとならない理由により損害を受けられたときは、東京ガスは、賠償の責めを負いません。	(2) 東京ガスネットワークは、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが東京ガスネットワークの責めとならない理由により損害を受けられたときは、東京ガスネットワークは、賠償の責めを負いません。
変更箇所 24 … ガス需給約款 “32.供給施設の保安責任(3)”	
(3) 東京ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、東京ガスは、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。	(3) 東京ガスネットワークは、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、東京ガスネットワークは、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
変更箇所 25 … ガス需給約款 “32.供給施設の保安責任(4)”	
(4) お客さまが東京ガスの責めとならない理由により損害を受けたときは、東京ガスは、賠償の責めを負いません。	(4) お客さまが東京ガスネットワークの責めとならない理由により損害を受けたときは、東京ガスネットワークは、賠償の責めを負いません。
変更箇所 26 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(1)”	
(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東京ガスに通知していただきます。この場合、東京ガスは、ただちに適切な処置をとります。	(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東京ガスネットワークに通知していただきます。この場合、東京ガスネットワークは、ただちに適切な処置をとります。
変更箇所 27 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(2)”	
(2) 当社または東京ガスは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または東京ガスがお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて東京ガスに通知していただきます。	(2) 当社または東京ガスネットワークは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または東京ガスネットワークがお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて東京ガスネットワークに通知していただきます。
変更箇所 28 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(4)”	
(4) 東京ガスは、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。	(4) 東京ガスネットワークは、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
変更箇所 29 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(5)”	
(5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、東京ガスの承諾をえていただきます。	(5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、東京ガスネットワークの承諾をえていただきます。
変更箇所 30 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(6)”	
(6) お客さまは、東京ガスが設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。	(6) お客さまは、東京ガスネットワークが設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
変更箇所 31 … ガス需給約款 “34.保安に対するお客さまの協力(7)”	
(7) 東京ガスは、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。	(7) 東京ガスネットワークは、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
変更箇所 32 … ガス需給約款 “35.お客さまの責任(3)”	
(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、東京ガスの指定する場所に東京ガスが認め	(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、東京ガスネットワークの指定する場所に東京ガスネットワークが認めた安全装置を設置していただきます。この場合、

<p>た安全装置を設置していただけます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまに負担していただけます。</p>	<p>安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまに負担していただけます。</p>
<p>変更箇所 33 … ガス需給約款 “35.お客さまの責任(4)”</p>	
<p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただけます。</p> <p>イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。</p> <p>ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。</p> <p>ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。</p> <p>ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。</p> <p>ホ 東京ガスが認めた安全装置を備えるものであること。</p>	<p>(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただけます。</p> <p>イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。</p> <p>ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。</p> <p>ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。</p> <p>ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。</p> <p>ホ 東京ガスネットワークが認めた安全装置を備えるものであること。</p>
<p>変更箇所 34 … ガス需給約款 “35.お客さまの責任(5)”</p>	
<p>(5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。</p> <p>イ お客さまは東京ガスの保安業務に協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。</p> <p>ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。</p>	<p>(5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。</p> <p>イ お客さまは東京ガスネットワークの保安業務に協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。</p> <p>ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。</p>
<p>変更箇所 35 … ガス需給約款 “36.供給施設等の検査(1)”</p>	
<p>(1) お客さまは、当社を通じて、東京ガスにガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東京ガスが負担します。</p>	<p>(1) お客さまは、当社を通じて、東京ガスネットワークにガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東京ガスネットワークが負担します。</p>
<p>変更箇所 36 … ガス需給約款 “36.供給施設等の検査(2)”</p>	
<p>(2) 当社は、東京ガスが (1) に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(2) 当社は、東京ガスネットワークが (1) に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>変更箇所 37 … ガス需給約款 “36.供給施設等の検査(3)”</p>	
<p>(3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスに請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただけます。</p>	<p>(3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスネットワークに請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただけます。</p>
<p>変更箇所 38 … ガス需給約款 “36.供給施設等の検査(4)”</p>	
<p>(4) 東京ガスは、(3) に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(4) 東京ガスネットワークは、(3) に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>変更箇所 39 … ガス需給約款 “36.供給施設等の検査(5)”</p>	
<p>(5) お客さまは、東京ガスが (1) および (3) により検査を行なう場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます</p>	<p>(5) お客さまは、東京ガスネットワークが (1) および (3) により検査を行なう場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます</p>

変更箇所 40 … ガス需給約款 “37.消費段階におけるガス事故の報告”	
お客さまは、消費段階における事故が発生し、東京ガスが緊急対応を実施した場合には、東京ガスが事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。	お客さまは、消費段階における事故が発生し、東京ガスネットワークが緊急対応を実施した場合には、東京ガスネットワークが事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。
変更箇所 41 … ガス需給約款 “附則 1. 実施の期日”	
この需給約款は、2021年2月1日から実施いたします。	この需給約款は、 <del>2021年2月1日</del> 2022年4月1日から実施いたします。
変更箇所 42 … ガス需給約款 “ジャイアンツでんき・ガス ガス料金表 表紙”	
2020年2月1日実施	<del>2020年2月1日実施</del> 2022年4月1日実施
変更箇所 43 … ガス需給約款 “ジャイアンツでんき・ガス ガス料金表 ジャイアンツガス東京一般 1 対象となるお客さま”	
東京ガス株式会社が定める託送供給約款の供給区域「東京地区等」のお客さまで、コミュニティでんき・ガス（ガス）需給約款（以下、ガス需給約款）1（対象となるお客さま）および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。	東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域「東京地区等」のお客さまで、コミュニティでんき・ガス（ガス）需給約款（以下、ガス需給約款）1（対象となるお客さま）および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。
変更箇所 44 … ガス需給約款 “ジャイアンツでんき・ガス ガス料金表 ジャイアンツガス東京暖らん 1 対象となるお客さま”	
東京ガス株式会社が定める託送供給約款の供給区域「東京地区等」のお客さまで、コミュニティでんき・ガス（ガス）需給約款（以下、ガス需給約款）1（対象となるお客さま）および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。	東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域「東京地区等」のお客さまで、コミュニティでんき・ガス（ガス）需給約款（以下、ガス需給約款）1（対象となるお客さま）および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。
変更箇所 45 … ガス需給約款 “ジャイアンツでんき・ガス ガス料金表 附則 1. 実施の期日”	
この料金表は、2020年2月1日から実施いたします。	この料金表は、 <del>2020年2月1日</del> 2022年4月1日から実施いたします。
変更箇所 46 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “1. お申込方法(2)”	
(2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。 (ア) お客さまの需要場所が、東京ガス株式会社の供給区域「東京地区等」に含まれており、さらに、東京ガス株式会社が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること (イ) 当社が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、東京ガス株式会社へ調査後遅滞なく提供すること (ウ) 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、東京ガス株式会社から当社へ提供すること	(2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。 (ア) お客さまの需要場所が、東京ガスネットワーク株式会社の供給区域「東京地区等」に含まれており、さらに、東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること (イ) 当社が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、東京ガスネットワーク株式会社へ調査後遅滞なく提供すること (ウ) 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、東京ガスネットワーク株式会社から当社へ提供すること
変更箇所 47 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “2. 契約の成立、契約期間、供給開始予定日(5)”	
(5)供給開始予定日 原則として、東京ガス株式会社との託送契約等の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。	(5)供給開始予定日 原則として、東京ガスネットワーク株式会社との託送契約等の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。
変更箇所 48 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “4. 請求金額の計算方法等(2)”	
(2)ガス料金の算定期間、ガスご使用量の計算方法等 (ア)ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、東京ガス株式会社が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。	(2)ガス料金の算定期間、ガスご使用量の計算方法等 (ア)ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、東京ガスネットワーク株式会社が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。

<p>(イ)ガスご使用量は、東京ガス株式会社が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、使用量は託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>(イ)ガスご使用量は、東京ガスネットワーク株式会社が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、使用量は託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>変更箇所 49 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “4. 請求金額の計算方法等(3)”</p>	
<p>(3)ガス料金の支払義務および支払期日  (ア)お客さまのガス料金の支払義務は、東京ガス株式会社から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。  (イ)お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。  (ウ)支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、請求する料金の 月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。  (エ)支払期日が休日（銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。</p>	<p>(3)ガス料金の支払義務および支払期日  (ア)お客さまのガス料金の支払義務は、東京ガスネットワーク株式会社から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。  (イ)お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。  (ウ)支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、請求する料金の 月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。  (エ)支払期日が休日（銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。</p>
<p>変更箇所 50 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “7. 本契約消滅後の関係”</p>	
<p>お客さまは、東京ガス株式会社が本契約の消滅後、ガスメーター等、東京ガス株式会社所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。</p>	<p>お客さまは、東京ガスネットワーク株式会社が本契約の消滅後、ガスメーター等、東京ガスネットワーク株式会社所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。</p>
<p>変更箇所 51 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “8. 需要場所への立入りによる業務の実施”</p>	
<p>当社または東京ガス株式会社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p>	<p>当社または東京ガスネットワーク株式会社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p>
<p>変更箇所 52 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “8. 需要場所への立入りによる業務の実施(4)”</p>	
<p>(4)東京ガス株式会社が実施する託送約款等に定める業務</p>	<p>(4)東京ガスネットワーク株式会社が実施する託送約款等に定める業務</p>
<p>変更箇所 53 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “9. 保安に対するお客さまの協力(1)”</p>	
<p>(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東京ガス株式会社に通知していただきます。</p>	<p>(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東京ガスネットワーク株式会社に通知していただきます。</p>
<p>変更箇所 54 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “9. 保安に対するお客さまの協力(2)”</p>	
<p>(2)当社または東京ガス株式会社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または東京ガス株式会社がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて東京ガス株式会社に通知していただきます。</p>	<p>(2)当社または東京ガスネットワーク株式会社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または東京ガスネットワーク株式会社がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて東京ガスネットワーク株式会社に通知していただきます。</p>
<p>変更箇所 55 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “9. 保安に対するお客さまの協力(4)”</p>	
<p>(4)東京ガス株式会社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さま</p>	<p>(4)東京ガスネットワーク株式会社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、</p>

に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。	お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
変更箇所 56 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 9 .	保安に対するお客さまの協力(5) ”
(5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、東京ガス株式会社の承諾をえていただきます。	(5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、東京ガスネットワーク株式会社の承諾をえていただきます。
変更箇所 57 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 9 .	保安に対するお客さまの協力(6) ”
(6)お客さまは、東京ガス株式会社が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。	(6)お客さまは、東京ガスネットワーク株式会社が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
変更箇所 58 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 9 .	保安に対するお客さまの協力(7) ”
(7)東京ガス株式会社は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。	(7)東京ガスネットワーク株式会社は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
変更箇所 59 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 0 .	供給の制限等(1) ”
(1)当社または東京ガス株式会社は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。 (ア)災害等その他の不可抗力が生じた場合 (イ)ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合 (ウ)ガス工作物の修理、その他工事施工のため必要がある場合 (エ)法令の規定による場合 (オ)ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合 (カ)ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合 (キ)保安上またはガスの安定供給上必要がある場合 (ク)8（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合 (ケ)お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合 (コ)その他東京ガス株式会社のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合 (サ)その他託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、東京ガス株式会社はその旨を警告しても改めない場合	(1)当社または東京ガスネットワーク株式会社は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。 (ア)災害等その他の不可抗力が生じた場合 (イ)ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合 (ウ)ガス工作物の修理、その他工事施工のため必要がある場合 (エ)法令の規定による場合 (オ)ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合 (カ)ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合 (キ)保安上またはガスの安定供給上必要がある場合 (ク)8（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合 (ケ)お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合 (コ)その他東京ガスネットワーク株式会社のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合 (サ)その他託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、東京ガスネットワーク株式会社はその旨を警告しても改めない場合
変更箇所 60 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 1 .	供給施設等の保安責任(2) ”
(2)東京ガス株式会社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、東京ガス株式会社の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、東京ガス株式会社は、賠償の責任を負いません。	(2)東京ガスネットワーク株式会社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、東京ガスネットワーク株式会社の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、東京ガスネットワーク株式会社は、賠償の責任を負いません。
変更箇所 61 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 1 .	供給施設等の保安責任(3) ”
(3)東京ガス株式会社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、東京ガス株式会社は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。	(3)東京ガスネットワーク株式会社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、東京ガスネットワーク株式会社は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
変更箇所 62 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 1 .	供給施設等の保安責任(4) ”
(4)お客さまが東京ガス株式会社の責めとならない理由により損害を受けたときは、東京ガス株式会社は、賠償の責めを負いません。	(4)お客さまが東京ガスネットワーク株式会社の責めとならない理由により損害を受けたときは、東京ガスネットワーク株式会社は、賠償の責めを負いません。

<p>変更箇所 63 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 3. お客さまの責任(3)”</p>	
<p>(3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、東京ガス株式会社の指定する場所に東京ガス株式会社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。</p>	<p>(3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、東京ガスネットワーク株式会社の指定する場所に東京ガスネットワーク株式会社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。</p>
<p>変更箇所 64 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 3. お客さまの責任(5)”</p>	
<p>(5)お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。</p> <p>(ア)お客さまは、東京ガス株式会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>(イ)仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。</p> <p>(ウ)改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。</p>	<p>(5)お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。</p> <p>(ア)お客さまは、東京ガスネットワーク株式会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>(イ)仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。</p> <p>(ウ)改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。</p>
<p>変更箇所 65 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 4. 供給施設等の検査(1)”</p>	
<p>(1)お客さまは、当社を通じて東京ガス株式会社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東京ガス株式会社が負担します。</p>	<p>(1)お客さまは、当社を通じて東京ガスネットワーク株式会社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東京ガスネットワーク株式会社が負担します。</p>
<p>変更箇所 66 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 4. 供給施設等の検査(2)”</p>	
<p>(2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガス株式会社に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。</p>	<p>(2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスネットワーク株式会社に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。</p>
<p>変更箇所 67 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 5. ガス事故の報告”</p>	
<p>お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、東京ガス株式会社が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。</p>	<p>お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、東京ガスネットワーク株式会社が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。</p>
<p>変更箇所 68 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 6. 供給方法およびガス工事”</p>	
<p>東京ガス株式会社が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送供給約款に定めるところによるものといたします。</p>	<p>東京ガスネットワーク株式会社が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送供給約款に定めるところによるものといたします。</p>
<p>変更箇所 69 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 7. 工事費負担金等相当額の申受け等(1)”</p>	
<p>(1)東京ガス株式会社から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p>	<p>(1)東京ガスネットワーク株式会社から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p>
<p>変更箇所 70 … ガス供給条件説明書（重要事項説明書） “ 1 7. 工事費負担金等相当額の申受け等(2)”</p>	
<p>(2)東京ガス株式会社から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p>	<p>(2)東京ガスネットワーク株式会社から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p>

<p>【ガス漏れ時の緊急お問い合わせ先】 東京ガス株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 お問い合わせ先：東京ガスお客さまセンター ガス漏れ通報専用電話 電話番号：0570-002299（ナビダイヤル）／03-6735-8787 （ナビダイヤルをご使用にならない場合） 受付時間：24 時間 365 日受付</p>	<p>【ガス漏れ時の緊急お問い合わせ先】 東京ガスネットワーク株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 お問い合わせ先：東京ガスネットワークお客さまセンター ガス漏れ通報 専用電話 電話番号：0570-002299（ナビダイヤル）／03-6735- <b>87878899</b>（ナビダイヤルをご使用にならない場合） 受付時間：24 時間 365 日受付</p>
---	---

以上

ガス小売事業者

株式会社ファミリーネット・ジャパン（ガス小売事業者登録番号：A0058）

〒105-6229 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号

<お問い合わせ先>

株式会社ファミリーネット・ジャパン コミュニティでんきガスお客さまセンター

電話番号：0120-829-418（携帯電話、PHS からもご利用いただけます。）

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）